

新成人の皆さんへ

忘れずに国民年金の加入手続きを！

国民年金とは

国民年金は、国が責任をもって運営し、やがて訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。老後などに年金を受け取る権利があります。自営業者、学生などは第1号被保険者に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

また、国民年金は、最後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子どもを残して、父親が亡くなったときにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートします。

加入手続きは

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、市民生活課 年金・医療担当で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除は

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

所得がない学生の方は、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度は、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するための制度です。そのほかに、経済的な理由などにより保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。詳細はお問い合わせください。

問合先 市民生活課 年金・医療担当

大月社会保険事務所
☎(22)3811

20歳になったら忘れずに国民年金に加入してください。



水道水のトラブル解決法を紹介します

近年は、水質に対する関心が高まり、市民の皆様からお問い合わせをいただくことが増えました。そこで、お問い合わせの多いものとその起こる原因などを紹介します。

問合先 水資源活用課 業務担当、簡易水道担当

Q1 白い水が出る(数秒後に透明になる)

水道水をコップなどに勢いよく入れた時、下の方から徐々に透明になり白い濁りがなくなる場合は、空気が原因です。蛇口の上部から空気を吸い込みそれが細かな気泡になり、白く濁って見えます。また、給湯設備の場合も、水が急激に加熱され、水中に溶け込んでいる空気が放出され、白く濁って見える場合があります。

白濁の原因は、空気による気泡であるため、放置していると透明になります。水質異常によるものではなく、安全性に問題はありません。

Q3 カルキ臭がする(塩素臭)

水道水は衛生上、塩素消毒が義務付けられているため、残留する塩素によって塩素臭を感じる場合があります。濃度管理をしていますが、個人差により感じ方に多少の差が生じます。

塩素臭は、水道水が病原菌で汚染されないよう塩素消毒されている証拠です。塩素濃度は人体に影響のないよう管理・調整しています。この臭気が気になる場合は、一度煮沸させてから冷やすことで臭いを軽減できます。

Q2 赤い水が出る

給・配水管内部の露出した鉄面が錆び、水の滞留や水圧・水量の変化により水中にはく離した場合に起こります。

赤い水が出た時は、しばらく水を流し、きれいになってから飲用にご利用ください。鉄は人体への吸収率が低く大部分が排出されるので通常の摂取量では問題はありません。また、短時間に赤い水が解消する場合は、宅内給水管に原因があると考えられますので、配管などの交換が必要となります。

Q4 ガラス製容器に光る針状浮遊物がある

「フレークス現象」と呼ばれるものです。これは、水中のミネラル分であるマグネシウムとガラス容器のケイ酸が高温のお湯の中で反応し、ケイ酸マグネシウムとして表面に沈着し、水中にはく離したものが浮遊するために生じます。

この現象が生じてしまった容器は、10倍に薄めた食酢を入れ、しばらく放置した後に、ブラシなどでよくこすり洗ってください。お湯を何回も注ぎ足して使用すると発生しやすくなります。なお、このフレークスは、人体に吸収されないうえ、ミネラル分なので飲用しても影響はありません。